

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

伊奈町は、緑豊かな自然や心安らぐ田園風景、誇るべき歴史や文化、伝統が息づく魅力あふれた町である。

こうした本町の産業を支えているのは、町内事業者の大多数を占める中小企業及び小規模企業（以下、「中小企業者等」という。）であり、これら中小企業者等は、当町の経済活動の全般にわたって重要な役割を担っているだけでなく、労働者の個人所得、消費活動、雇用問題など町民生活全般に多大な影響を与えている。

しかしながら、近年、経済のグローバル化による企業間の競争の激化、国内の少子高齢化による人口減少社会の到来により、中小企業者等をとりまく環境は一層厳しくなっており、このような経済的社会環境の変化の中、本町が、今後も「ずっと住みたい縁にあふれた キラキラ光る元気なまち」であり続けるためには、地域経済が活性化され、働く場が創出されることが必要であり、そのためには、私たちの暮らしを支える企業活動が持続的に維持されるとともに成長していくことが求められている。このようなことから、町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、町民の暮らしと調和した地域産業及び地域経済の発展に繋がる取組を支援していくことが、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項 の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、中小企業者等の生産性を向上させ、もって経営の安定・向上を図るとともに雇用の拡大を図り、活力ある伊奈町の創造と経済の発展に寄与していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に4件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

伊奈町の産業は、サービス業、卸小売業、製造業、建設業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、太陽光発電設備、その他再生可能エネルギー発電設備に関しては、中小企業者の生産性の向上を図る観点から、自社の工場・事務所等建築物の屋上や自社の敷地内に設置するもので、全量売電を目的とせず、その発電電力を直接生産等に供するものに限る。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

伊奈町の産業は、駅周辺、工業団地内、市街地部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、伊奈町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

伊奈町の産業は、サービス業、卸小売業、製造業、建設業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、伊奈町の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

雇用の安定、健全な地域経済の発展を図るため、次に掲げる事項に該当する場合は、
計画認定の対象としない。

- ・人員削減を目的とした取組
- ・公序良俗に反する取組
- ・反社会的勢力との関係が認められる取組及び事業者。
- ・町税を滞納するなど法令に抵触し、認定が適当でないと認められる事業者。

なお、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価にあたって不利にならないよう、
雇用の安定には十分に配慮すること。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。